

策定年月日

平成26年6月4日

# 熊本県特定間伐等及び特定母樹の増殖の 実施の促進に関する基本方針

熊 本 県

本基本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下、「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、熊本県における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施に関する基本的な方針であり、法第 3 条第 1 項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（平成 25 年 6 月 24 日付け農林水産省告示第 2072 号。以下、「基本指針」という。）に即するとともに、森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（緑川森林計画区、白川・菊池川森林計画区、天草森林計画区、球磨川森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

## 1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

我が国は、京都議定書の第二約束期間（平成 25 年から平成 32 年まで）における温室効果ガスの削減目標は設定しないものの、気候変動枠組条約締約国として、引き続き、気候変動枠組条約の究極的な目的である大気中の温室効果ガス濃度の安定化に向けて率先して対処する国際的な責務を有している。このため、国は、森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性並びに我が国の国際的な責務を踏まえ、引き続き、間伐等の実施を促進し、森林吸収源の算入上限値である年平均 3.5 パーセントの吸収量の確保に寄与するよう、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間に於いて、全国で年平均 52 万ヘクタールの間伐を実施することを目標としている。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進することとしている。

本県の森林資源の状況は、私有林面積 40 万ヘクタールのうち、スギ・ヒノキの人工林が 23 万ヘクタールあり、このうち主伐が可能な 46 年生以上の面積は 59 パーセントを占める 14 万ヘクタールで、10 年後には人工林の 85 パーセントに当たる 20 万ヘクタールが主伐可能になると見込まれており、人工林資源の高齢化が全国水準より早く進んでいる。

人工林は、主伐可能な林齢に達したにもかかわらず、林業を取り巻く厳しい状況から林業生産活動が低迷し、若齢林が非常に少ない状況であり、50 年生から 55 年生前後をピークに著しく偏った林齢構成となっている。

また、間伐等の手入れが不足している人工林や皆伐後に再生林されずに放置される森林が散見されるほか、県南を中心にシカによる森林被害が拡大していることなどが課題となっている。

こうした中、本県においても、森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性等、森林の多面的な機能の持続的発揮のため、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、熊本県森林・林業・木材産業基本計画の計画量等から、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 力年間に県内私有林において促進すべき間伐の目標面積は、116,000 ヘクタール（年平均 14,500 ヘクタール）とする。また、今後、増加が見込まれる主伐に対しては、低コスト造林の取組み等を推進し、確実な再生林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、以下の考え方で設定するものとする。

- (1) 地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐を必要とする森林であること。

- (2) 植林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- (3) 特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号八の施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。
- (4) 特定間伐等を実施することが適当と認められる森林を幅広く含めること。

### 3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が法（第4条第5項）に基づき策定する特定間伐等促進計画（以下「促進計画」という。）については、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（農林水産省令第37号、平成20年5月16日公布・施行）、基本指針、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン（平成20年6月13日付け25林整整第328号 林野庁長官通知、以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、以下の考え方で策定するものとする。

- (1) 事業の実施方法等  
間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることを確認したうえで促進計画に登載すること。  
なお、促進計画の様式については、ガイドライン第4の別記様式1を参考とすること。
- (2) 事業実施の確実性について  
事業実施主体の施業能力、財政力、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。
- (3) 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施について  
特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、植林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること。
- (4) 関係者の合意形成等について  
地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業体による提案制度を活用して計画を作成すること。

### 4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

促進計画には、原則として、次の事項を配慮事項として定めるものとする。

- (1) 森林経営計画に基づく森林施業の推進  
面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。
- (2) 施業の集約化等の取組の推進  
林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。
- (3) 路網の整備の推進  
間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

(4) シカ等による森林被害対策に関する事項

特定間伐等の実施に当たっては、シカ等による食害や剥皮被害対策として、防護柵の設置や剥皮被害防止ネット設置等の被害軽減策を講じること。

(5) 間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

さらに、間伐等の森林整備により発生する林地残材の有効活用を図るため、木質バイオマスエネルギー等の新たな用途への供給体制の構築を進めること。

また、国際的な問題でもある違法伐採は、森林の減少・劣化、森林生態系の破壊等をもたらすばかりでなく、持続可能な森林経営への取組を阻害するものであることから「違法に伐採された木材は使用しない。」との観点を踏まえ、間伐材の利用にあたっては、合法性の証明等の推進を図ること。

「違法伐採」の定義については、国際的に確立されたものは存在しないが、一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる伐採を指すものと考えられている。

(6) 花粉発生抑制対策に関する事項

特定間伐等の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）を踏まえ、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めること。

(7) 間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

(8) 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成、当該林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

## 5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあり、人工林面積に占める概ね46年生以上の割合は、平成23(2011)年時点では55パーセントであったが、平成32(2020)年には80パーセントに増加すると予想される。このような人工林の資源としての成熟に伴う伐採(主伐)面積の増加が見込まれることから、将来にわたり本県の森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るためには、間伐等の施業とともに、再造林による伐採跡地の適切な更新が不可欠であるとともに、再造林に際しては従来種の苗木よりも成長に優れたものを広く利用していく必要がある。

こうした中、独立行政法人森林総合研究所等において、スギ、ヒノキ等主要な人工造林樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世代精英樹の中から成長に係る特性の特に優

れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代精英樹同士の交配により得られた樹木の中から、成長に係る特性の特に優れた第二世代精英樹の選抜が進められてきたところである。

今後、伐採後の再生林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、高齢級に移行しても成長持続性に優れた本県特有の挿し木在来種苗からなる採種園及び採穂園を整備するほか、樹木の有する様々な特性を考慮し、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定した特定母樹のうち本県の気候等の条件に適したものの増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の新規の造成並びに既存の精英樹による採種園及び採穂園母樹の特定母樹等への切替え等の整備を進めることが急務である。

本県においては、将来の人工造林に必要となる種苗について、本県特有の挿し木在来種苗や広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、マツノザイセンチュウ抵抗性品種等地域の事情に応じた種苗の他は、特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう熊本県及び民間による取組により特定母樹の増殖の実施を促進し、平成 32 年度までに、スギ 400 本、ヒノキ 1,200 本の特定母樹を増殖することを目標とする。

注) 必要な特定母樹の本数は、造林用苗木 1 万本当たりスギ採穂園で穂を採取する場合は 400 本、ヒノキ採種園の場合 40 本を目安とする。

## 6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

### (1) 種穂の生産に関する事項

本県においては、これまでは、県が整備する採種園・採穂園に植栽された母樹等から苗木生産用の種穂を採取し、県内の苗木生産事業者に配布されてきたところである。しかしながら、特定母樹の増殖については県に加え、民間による取組を促進することとし、平成 32 年度までに増殖する、スギ 400 本、ヒノキ 1,200 本の特定母樹については、独立行政法人森林総合研究所等より購入した種穂等を基に認定特定増殖事業者等が増殖し、そこから採取され苗木の育成に供される種穂については熊本県樹苗協同組合等の関係者と調整を図った上で、県内の苗木生産事業者に広く配布することとする。この場合、認定特定増殖事業者が増殖する特定母樹から採取する種穂の配布先が確保されるよう留意するものとする。なお、熊本県林業研究指導所は、独立行政法人森林総合研究所九州育種場と連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、優れた材質を有するスギやヒノキなどの林木育種の推進に努める。

加えて特に、スギ花粉発生源対策に対応する花粉の生産量の少ない特性を有する種苗とともに、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、台風害に抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹、東日本大震災で被災した海岸防災林等の復旧に必要な苗木等の種穂の生産についても推進する。

### (2) 苗木の生産に関する事項

本県では、平成 24 年度末時点で 43 名の苗木生産者によりスギ、ヒノキ等の林業用苗木がおよそ 2,600 千本生産・出荷され、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の再生林を適切に行っていくためには、苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、本県において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び

伐採後の造林の確保を図るとともに、平成 32 年度までに増殖する特定母樹から採取する種穂により生産される特に優良な種苗を広く普及するため、県、市町村、認定特定増殖事業者、熊本県樹苗協同組合、森林組合等種苗関係者間において、本県における将来の種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図り、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業団体に対し、特定母樹から採取する種穂により生産された種苗の普及に努め、特に優良な種苗の生産のために必要な苗畑、温室等の整備を進めていくこととする。

加えて特に、林野庁が定める「今後の花粉発生源対策の推進方策について」（花粉発生源対策プロジェクトチーム検討報告）での少花粉スギ等苗木供給目標（平成 29 年度概ね 1 千万本）を踏まえ、本県のスギ苗木出荷量の 7 割以上を占めている花粉の少ない在来品種（現在少花粉品種認定に向け調査中のもの）の生産拡大を目指し、平成 29 年度までに 660 千本の苗木供給を目標とする。また、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、台風害に抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹等の種穂から生産される苗木の生産や東日本大震災で被災した海岸防災林等の復旧に必要な苗木（平成 32 年度末までに概ね 13 百万本）の生産等多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産を平成 30 年度末までに概ね 800 千本とするよう生産拡大を加速する。

なお、人工造林にあたっては、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定される必要があることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

## 7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

### （1）増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を、樹種ごとに採種園造成の場合 9 種類以上選定するものとする。なお、本県の気候条件に適した特定母樹の種類は、別途、公表するものとする。

また、特定母樹は、それを所有する者から配布を受け認定特定増殖事業者と県が購入するが、特定母樹の生産については、適期があることから、その適期に間に合うよう、特定母樹所有者と必要な配布本数や配布時期について調整を行う。

### （2）特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類毎の繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

#### 挿し木の方法

独立行政法人森林総合研究所等から提供を受けた特定母樹の種穂等を植栽し、数年間育成した後、9 月から 4 月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が

整っている一年生枝等を採取し、挿し木床に挿し付けて、特定母樹用の挿し木苗を育成するものとする。

#### 接ぎ木の方法

独立行政法人森林総合研究所等から提供を受けた特定母樹の種穂等を植栽し、数年間育成した後、12月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採取し、台木に接いだ苗木を特定母樹用の接ぎ木苗として育成するものとする。

### (3) 特定母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木による繁殖によって増殖した特定母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する特定母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

増殖した特定母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する特定母樹の本数及び配置は、植栽する特定母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、以下の基準を目安とし、採種園又は採穂園の別、特定母樹の植栽間隔、特定母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添附するものとする。

#### スギ採穂園

- ・ 特定母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・ 特定母樹の植栽間隔は1.0～2.5m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して特定母樹を植栽（植栽木1本当たり採穂数は25本/年程度が目安）。
- ・ 採穂園周囲には、育成、採穂作業、作業車輛を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。

#### ヒノキ採種園

- ・ 9種類以上の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽すること。
- ・ 特定母樹の植栽間隔は2.5m程度を基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して特定母樹の植栽本数を決定（植栽木当たりの種子採種量100グラム/年（2回目間伐後）が目安）。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車輛を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。

### (4) 特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、県内の苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、市町村、熊本県樹苗協同組合、森林組合等県内の関係者の要望をとりまとめるうえ、需給調整会議等により十分調整を図った上で決めることとする。

### (5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、特定母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

### スギ採穂園

年次	年度	作業種
1	H26	特定母樹の挿し木苗 2 種類各 5 本、計 10 本を独立行政法人森林総合研究所林木育種センター九州育種場から購入、苗畑等に定植（施肥、深耕）
~	~	育成
4	H29	育成後の特定母樹から 1 本当たり 10 本の穂木（挿し穂）を採取（各種類 50 本）、挿し木苗として 100 本養苗（得苗率 8 割を目標）
5	H30	養苗後の挿し木苗を母樹として採穂園に植栽（造成、植栽本数 80 本）、施肥
~	~	育成
9	H34	採穂、穂木配布
10	H35	苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
11	H36	育成
12	H37	苗木配布

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

### ヒノキ採種園

年次	年度	作業種
1	H27	特定母樹の接ぎ木苗 9 種類各 10 本、計 90 本を独立行政法人森林総合研究所林木育種センター九州育種場から購入、苗畑等に定植（施肥、深耕）
2	H28	育成
3	H29	育成後の特定母樹から 1 本当たり 8 本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類 80 本）、接ぎ木苗として 720 本養苗（得苗率 5 割を目標）
4	H30	育成
5	H31	養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（造成、植栽本数 350 本）、施肥
~	~	育成
12	H38	1 回目間伐（ブロック）、育成
13	H39	1 回目間伐（ブロック）、育成
14	H39	1 回目間伐（ブロック）、育成
~	~	育成
16	H42	着花促進（ブロック、ジベレリン処理）、育成
17	H43	着花促進（ブロック、ジベレリン処理）、採種、種子配布
18	H44	着花促進（ブロック、ジベレリン処理）、苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
~	~	育成
21	H47	苗木配布

注 1：着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注 2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。



## 8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

### (1) 特定増殖事業の実施の促進に寄与する取組

県は、認定特定増殖事業者に対し、特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に関し、特定母樹を開発し、所有している独立行政法人森林総合研究所等と連携を図りつつ、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

また、認定特定増殖事業者に対し、林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。

貸付相談窓口：熊本県農林水産部団体支援課

熊本県各広域本部地域振興局農林（水産）部林務課

### (2) 特定増殖事業の実施の促進に向けた国等の連携

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、独立行政法人森林総合研究所林木育種センター九州育種場等の特定母樹所有者に対して、認定特定増殖事業者へ必要な特定母樹の種穂等を配布するよう要請するとともに、国、独立行政法人森林総合研究所林木育種センター九州育種場等、熊本県林業研究指導所等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。

## 9 その他

特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式のとおり様式を示す。

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

県 市  
平成 年 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、ha(年平均 ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8力年間でha(年平均 ha)の間伐を行うことを、本市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)				



(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村(郡)			

普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容				対図番号又は林小班名	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小班	都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小班		開設延長	幅員					

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施主体	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小班					

土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1 / 25000地勢図相当の図面又は1 / 5000森林基本図に図示)  
 ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示  
 ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

## 6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

## 7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関する事。
- (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

(別記様式3)

特定増殖事業計画

氏名 (法人にあっては名称  
及び代表者の氏名)  
平成 年 月 日

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、特定母樹の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の特定母樹により構成された採種園及び採穂園における整備の規模は、ヒノキ採種園を構成する特定母樹の本数1,200本、スギ採穂園を構成する特定母樹の本数400本となっている。

このため、本特定増殖事業において、特定母樹合計 本のヒノキ採種園及び特定母樹合計 本のスギ採穂園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する 特定母樹の 種類、特定母 樹を繁殖す る方法	樹種	(例：スギ)									
	種類数	種類(例：9種類)									
	種類名	特定号	特定号	特定号	特定号	特定号	特定号	特定号	特定号	特定号	特定号
繁殖に使用する 種穂又は苗木 別の本数	穂木					本	本	本	本	本	
	苗木	本	本	本	本						
入手先		(例：(独)森林総合研究所林木育種センター九州育種場)									
繁殖の方法別の 繁殖予定数量	挿し木	本	本	本	本	本	本	本	本	本	
	接ぎ木										
	その他(組織 培養等)							(例：組織 培養) 本	(例：組織 培養) 本		
繁殖するための 施設等	挿し木	(例：温室)	(例：路地)								

	接ぎ木 (例：苗畑)；(例：苗畑)；								
	その他（組織培養等）							培養室 (組織培養)；	培養室 (組織培養)；
(2) 特定母樹を植栽する土地の所在地	採種園	市町村（郡）	字（大字）	地番					
	採穂園	市町村（郡）	字（大字）	地番					
(3) 特定母樹を植栽する土地の面積	採種園				ha				
	採穂園				ha				
	合計				ha				
(4) 植栽する特定母樹の本数	採種園				本				
	採穂園				本				
	合計				本				

特定母樹の樹種毎に作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類毎に、特定母樹を繁殖する方法を記載する。

(2)については、特定母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する特定母樹の配置に関する計画

採種園又は採穂園の別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。

(例 - 1) スギ採穂園を造成をする場合の記載例

- ・ 2種類 of 特定母樹によるスギ採穂園を造成。
- ・ 特定母樹 1種類当たり、50本のクローンを列状に植栽。
- ・ 植栽間隔は、1.5mとし、計 100本の特定母樹を植栽。
- ・ 面積計 276.66m<sup>2</sup>
- ・ 特定母樹の配置は、下記設計図のとおり。

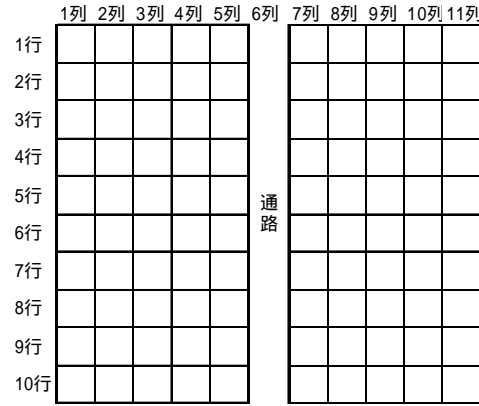


【スギ採穂園設計図】

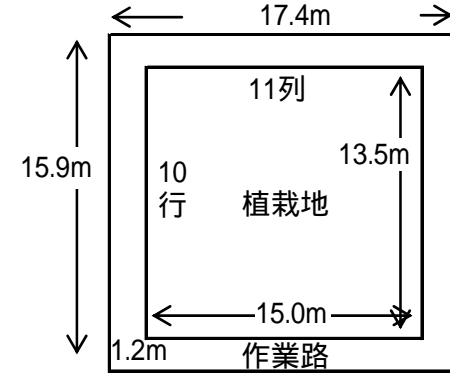
植栽する特定母樹の種類、植栽本数

特定母樹の 名称	配置図 番号	植栽 本数
特定 号		50
特定 号		50

配置図



スギ採穂園全体の設計図



(例 - 2) ヒノキ採種園を造成をする場合の記載例

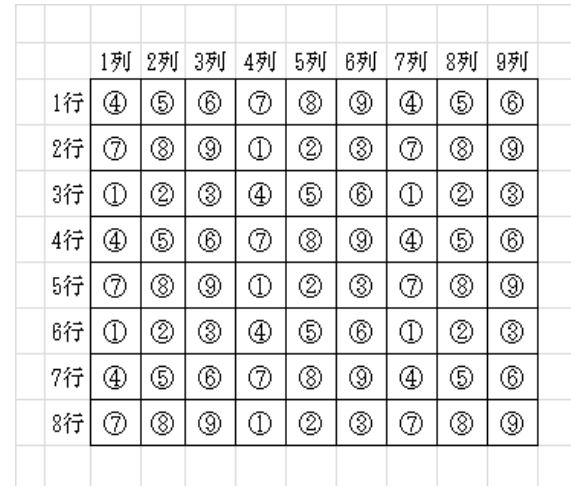
- ・ 9種類の特定母樹の単木混交配置によるヒノキ採種園を造成。
- ・ 特定母樹の植栽間隔は、2.5mとし、1ブロック当たり72本の3ブロックを順次造成。
- ・ 特定母樹の植栽本数計 216本(72本×3ブロック)
- ・ 面積計 1,337.28m<sup>2</sup>
- ・ 特定母樹の配置は、下記設計図のとおり。

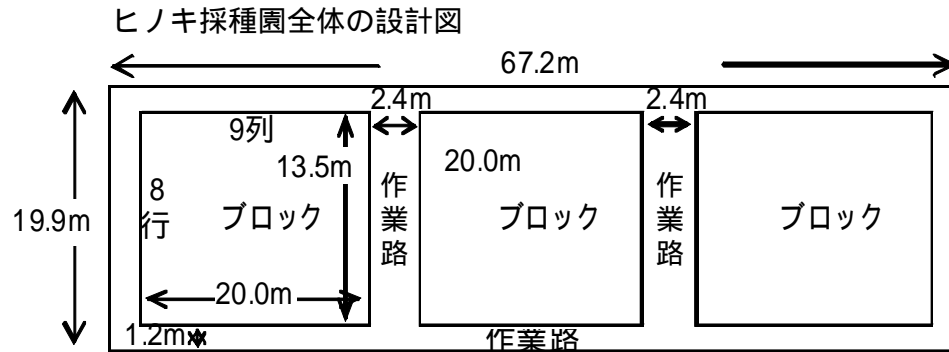
【ヒノキ採種園設計図】

1ブロック当たりで植栽する特定母樹

特定母樹の 名称	配置図 番号	植栽 本数
特定○○○号	①	7
特定○○○号	②	7
特定○○○号	③	7
特定○○○号	④	8
特定○○○号	⑤	8
特定○○○号	⑥	8
特定○○○号	⑦	9
特定○○○号	⑧	9
特定○○○号	⑨	9

ブロックの配置図





(6) 植栽する特定母樹の管理に関する計画

植栽する特定母樹の管理に関する計画について具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度毎の予定を記載する。

(例 - 1) スギ採種園を造成する場合の記載例

管理の具体的な計画

植栽

- ・平坦地（又は傾斜度 15 度以下の緩傾斜地）で特定母樹のクローンごとに列状（又は帯状）に植栽する。
- ・系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

育成

- ・植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

樹形誘導

- ・除草や整枝剪定等の管理、採穂等の作業を考慮して、断幹高の目安を 180cm とし、立上りの枝を含めた採穂時の樹高の目安を 230m とする。

挿し穂の採取

- ・穂の採取は、母樹への影響を極力少なくすることとし、穂の取過ぎに注意することとする。

整枝剪定

- ・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
ブロック	作業種	植栽 施肥	育成	育成	剪定	育成	断幹	育成	育成	育成	育成	剪定	育成
		-	-	-	-	植栽 施肥	育成	育成	剪定	育成	断幹	断幹	断幹
	採穂	-	-	-	採穂	-	-	-	-	採穂 利用配布	採穂 利用配布	採穂 利用配布	採穂 利用配布

(例 - 2) ヒノキ採種園を造成する場合の記載例

管理の具体的な計画

植栽

- ・ 周囲 500m にヒノキが植栽されていない場所に、特定母樹を植栽することとする。更に、採種園の周囲を囲むように、スギを植栽することとする。
- ・ 系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

育成

- ・ 植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

樹形誘導

- ・ 除草や整枝剪定等の管理、種子採取等の作業を考慮して、断幹高の目安を 300cm とし、立上りの枝を含めた採種時の樹高の目安を 400cm とする。

着花促進

- ・ 着花促進処理として、ジベレリン溶液の散布を実施する。

種子の採取

- ・ 種子の採取は、林業種苗法第 2 3 条の規定により指定された時期に種子が十分に硬熟した段階で実施する。なお、採種は種子が着果している枝を採取することとするが、この際、採種木への影響を極力少なくすることとし、枝の取過ぎに注意することとする。

整枝剪定

- ・ 枝の枯れ上がりを避け、種子生産に適するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

採種のサイクル

- ・ 採種は、ブロック毎に、3年に1度とする。

植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
苗畑	作業	定植	育成	採穂	接木 育成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	播種	育成 播種	育成 播種	苗木 配布
ブドウ	作業種	-	-	-	-	植栽 施肥	育成	育成	育成	育成	育成	育成	間伐	育成	育成	育成	着果 促進	育成	育成	着果 促進	育成	育成
	採種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	採種 配布	-	-	採種 配布
ブドウ	作業種	-	-	-	-	植栽 施肥	育成	育成	育成	育成	育成	育成	間伐	育成	育成	育成	着果 促進	育成	育成	着果 促進	育成	育成
	採種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	採種 配布	-	-	採種 配布
ブドウ	作業種	-	-	-	-	植栽 施肥	育成	育成	育成	育成	育成	育成	間伐	育成	育成	育成	着果 促進	育成	育成	着果 促進	育成	育成
	採種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	採種 配布	-	-

3 特定母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林毎に記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	市町村（郡）	字（大字）	地番	林班	小班
森林所有者等の氏名（法人にあっては名称及び代表者）・住所					
伐採面積					ha
伐採樹種					
伐採齢					
伐採の期間					

4 特定母樹から採取する種穂の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先	配布予定数量
種子				
穂木		-		
苗木		-		

苗木を育成する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	市町村(郡)	字(大字)	地番
苗畑面積等			

5 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

自： 年 月 日 ~ 年 月 日

特定増殖事業開始からの作業工程毎の予定スケジュールを記載する。

(例 - 1) スギ採穂園を造成する場合の記載例)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	~	45
年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	~	70
特定母樹の繁殖				→								
植栽予定地の 森林の伐採	→				→							
特定母樹の植栽	→				→							
特定母樹の育成												→
穂の採取				→						→	→	→
穂の配布										→	→	→

(例 - 2) ヒノキ採種園を造成する場合の記載例)

年次	1	2	3	4	5	6	7	~	16	17	18	19	20	~	45
年度	27	28	29	30	31	32	33	~	42	43	44	45	46	~	71
特定母樹の繁殖	→														
植栽予定地の 森林の伐採					→										
特定母樹の植栽					→										
特定母樹の育成						→									
種子の採取											→				
種子の配布											→				

6 特定増殖事業の実施するのに必要な資金額及びその調達方法  
 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類毎に記載する。

施設・作業 種等の種類	予定 年度	資金調達先別金額(千円)				合計
		自己資金	林業・木材 産業改善資金	その他借入 金	その他 (補助金等)	

(別記様式4)

特定増殖事業計画認定申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

(申請者)

住所 法人にあっては名称

氏名 及び代表者の氏名 印

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式5)

特定増殖事業計画変更認定申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

(申請者)

住所 法人にあつては名称

氏名 及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、  
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。